

調達管理番号：26a00507

担 当 部 署:地球環境部森林・自然環境保全グループ第1チーム

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(1) 担当業務 : 沿岸域管理
(2) 格 付 : 3号
(3) 業務の種類 : 調査団参团

(1) 契約履行期間（予定）：2026 年 9 月中旬から 2026 年 11 月中旬

(2) 業務人月：1.23

(3) 業務日数：準備業務 現地業務 整理業務

5 日 22 日 5 日

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2026年8月19日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 8 月 28 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	沿岸域管理にかかる各種調査
対象国及び類似地域	パラオ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

- パラオ共和国(以下、「パラオ」とする。)における自然環境保全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パラオは西太平洋に位置し、700以上の島々とその周辺の沿岸及び海洋地域から構成され、環礁や隆起石灰岩島、火山島など多様な島嶼を有している。これにより、サンゴ礁や海草床、マングローブなどの多様な生息地が形成され、10,000種以上の沿岸及び海洋種が存在する豊かで世界有数の生物多様性が育まれている。

パラオの沿岸域生態系は国のGDPの約50%を占める観光産業の基盤でもある。また、サンゴ礁や海草床、マングローブは漁業資源にとって重要な生息・繁殖の場であり、沿岸コミュニティにとっては主要な食料供給源や生計手段となっている。加えて、これら沿岸域生態系は、高潮や台風の影響からコミュニティを守る役割も果たしている。しかしながら、パラオの沿岸域生態系は海面上昇や海洋温暖化といった気候変動の影響に加え、土地利用の変化や持続可能性やコミュニティに配慮しない不適切な観光の拡大による地域的な環境負荷にさらされている。これにより、サンゴの白化・減少、海草床の劣化、マングローブの縮小、漁業資源の減少が懸念されている。

パラオ政府は、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する「National Biodiversity Strategy and Action Plan (2015-2025)」、科学的根拠に基づく海洋管理や持続可能な観光を推進する「Palau Blue Prosperity Plan (2022)」、気候変動への適応を推進する「National Climate Change Policy (2015)」を策定し、沿岸域をはじめとする自然環境の保全に取り組んでいる。

我が国は自然環境保全分野において、無償「パラオ国際珊瑚礁センター建設計画」(2001年完工)以降、パラオ国際サンゴ礁センター(Palau International Coral Reef Center。以下、「PICRC」とする。)に技術協力を実施してきた。2025年2月に終了した「気候変動への強靱性強化のための統合的沿岸域生態系管理能力向上プロジェクト」では、生態系モニタリングの手法と計画策定やエコツアーのパイロット実施等に取り組み、一定の成果を上げてきた。他方、パラオの沿

岸域は広く、限られた人員での効率的なモニタリングに課題がある。さらに沿岸域生態系管理には PICRC 以外に多様な機関が関わっており、それぞれの機関が保有する環境モニタリングデータの共有ができておらず、統合的な科学的情報基盤の強化が課題となっている。こうした情報基盤は、パラオ国内の政策決定者による意思決定や沿岸域管理に係る施策の立案・実施の基礎となる。

また、沿岸域生態系の保全を促進する有効な手段の一つとして、地元コミュニティと持続性に留意した適切なエコツアーの推進が期待されている。エコツアーの実施は、ツアー参加者のみならず、地元住民のマングローブの保全価値に対する理解促進に加え、観光収入を通じた地域経済の活性化や住民の生計向上、参加者への食事提供や物品販売などを通じた女性の所得向上にも寄与することが期待される。Ngiwal 州と Ngatpang 州の Ngermeduu 湾においては国内随一の豊かなマングローブが広がり、州政府が運営主体のエコツアーが実施されている。一方で、中心部からのアクセスの悪さや、運営体制の脆弱さからインフラが整備されず、民間事業者の参入が進んでいない。州政府と民間業者、地元住民が一体となった適切なエコツアー実施環境の整備が必要とされている。

かかる経緯及び状況から、これまでの日パ協力アセットとネットワークを活用した発展的プロジェクトとして、今般パラオは我が国に対し、統合された科学的情報基盤の整備と適切なエコツアーの実施体制強化を通じた沿岸域生態系管理能力の強化を目的とした本プロジェクトを要請した。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026 年 9 月中旬～2026 年 10 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）
の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、パラオ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② 担当分野に係る現状分析を行うとともに、解決が必要な開発課題を想定し、担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

- ③ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ④ 対処方針会議等の関連会議に参加する。

(2) 現地業務 (2026 年 10 月上旬～2026 年 10 月下旬)

- ① JICA パラオ事務所等との打合せに参加する。
- ② パラオ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、パラオの沿岸域管理、エコツーリズム等に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。主な内容は以下のとおり。

ア) 関連各組織(農業・漁業・環境省 (Ministry of Agriculture, Fisheries and the Environment。以下、「MAFE」とする。) 環境局 (Bureau of Environment。以下、「BOE」とする。)、PICRC)における沿岸域管理に係る情報。

(a)各組織及び下部組織の所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)組織、職員的能力

(e)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(f)使用している情報システムや資機材等

イ) 終了済みの JICA によるパラオ沿岸域保全関連の協力における成果、課題。

ウ) 沿岸域における生態系、環境破壊、汚染等の現状(サンゴ礁の減少率、魚種量の変動、マングローブ量の変動、汚染源等)。

エ) 沿岸域生態系モニタリングの実施状況(実施体制、職員的能力、予算、機材等)。その改善方法についてドローン(海洋ドローン含む)や AI、リモートセンシング等の革新的な技術の導入を含め検討する。その際には実施機関の能力に十分配慮する。

オ) 科学的情報の管理、活用の状況各組織(PICRC、気候変動局(Climatic Change Office。以下、「Climate Change Office」とする。)、MAFE、パラオ土地・資源情報システム(Palau Automated Land and Resources Information System。以下、「PALARIS」とする。)など)

で管理するデータ、それらの共有・統合状況、政策の検討や各組織の活動、エコツーリズムの実施におけるデータの活用状況等)。

カ) モニタリング結果や科学的情報を踏まえて実施している現場レベルでの沿岸域管理に関する活動と課題。

キ) エコツーリズムの実施状況(政府組織(州政府、パラオ観光局(Palau Visitors Authority。以下、「PVA」とする。)、人的資源・文化・観光・開発省(Ministry of Human Resources, Culture, Tourism and Development。以下、「MHRCTD」とする。))など)及び民間企業によるエコツアー、地域コミュニティの関与、地域への便益、観光客の動向、施設の整備状況等)、政府組織による規制、監視状況。今後のエコツーリズムの可能性(対象地域、活用できる自然・文化資源、日本企業の技術やサービスの適用等)。

ク) ミクロネシア諸国との沿岸域管理についての情報共有、連携、ネットワーク等の状況。

- ④ 上記を踏まえた、プロジェクト対象地域(エコツーリズムの普及地域含む)の検討。
- ⑤ 本プロジェクト終了後 10~20 年程度を見越したパラオにおける沿岸域管理の望ましい状況とそこに到達するために必要な段階、各段階で必要なパラオ自身のアクションや支援の検討(Theory of Change の概念を基に、バックキャストで検討)。
- ⑥ 担当分野にかかる本プロジェクトの実施体制や必要な現地再委託及び資機材(概算含む)の検討。
- ⑦ 本プロジェクトの気候変動緩和・適応及び生物多様性主流化との関係性を確認するため、以下について情報収集・分析を行う。

ア) JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation。以下、「JICA Climate-FIT 緩和策」とする¹。)の「2. 森林減少・劣化対策」、JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation。以下、「JICA Climate-FIT 適応策」とする²。)の「5.7 森林・自然環境保全」等を参考にした本プロジェクト

¹ 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation) : https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

² 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaption) : https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

ト実施による温室効果ガス（Greenhouse Gas/Gases。以下、「GHG」とする。）排出量削減効果の推計（ただし、詳細計画策定調査において実施内容や成果を検討する中で上記効果の推計が難しいと思われる場合には、推計が難しい理由や背景を分析・整理する）

イ） JICA Climate-FIT（適応版）「5. 森林・自然環境保全」等を参考にした現在及び将来の気候変動の影響の予測、本プロジェクトに与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討

ウ） 「生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT（Biodiversity Mainstreaming Support Tool）。以下、「Biodiversity-FIT」とする。^{3）}」の防災セクター等を参考に、本プロジェクトにおける活動と生態系サービスとの接点（依存・影響）の整理を実施し、当該接点から生じる自然関連の機会とリスクの分析を踏まえた生態系インパクトの特定を行う。その上で、ネイチャーポジティブに資する対応策（自然を活用した解決策（Nature-based Solutions。以下、「NbS」とする。）要素を含む）の検討と、同策の事業への組み込みの検討・提案、及び効果指標・モニタリング手法の検討・提案を行う。上記検討に使用した根拠資料（接点整理表、生態系インパクト整理結果、対応策リスト、指標設定の考え方等）を提出する。

⑧ 担当分野に係るプロジェクト・デザイン・マトリックス案(Draft Project Design Matrix。以下、「PDM 案」とする。)、活動計画案 (Draft Plan of Operations。以下、「PO 案」とする。) 案、討議議事録案 (Draft Minutes of Meetings。以下、「M/M 案」とする。) の作成に協力する。

⑨ ミニッツ協議に参加する

⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パラオ事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026 年 10 月下旬～2026 年 11 月中旬）

① 事業事前評価表（案）作成に協力する。

② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

³ 生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT）：
<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/green/biodiversity-fit/index.html>

- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。
- ④ リスク管理チェックリスト案の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- ・業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 11 月 20 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 10 月 10 日～10 月 31 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 沿岸域・生態系保全・管理（JICA）

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 沿岸域管理 (本コンサルタント)

オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パラオ務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳雇上：なし (英語での業務が可能のため)

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全第 1 チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 本プロジェクトの要請書
- 案件概要表 (案)
- 気候変動への強靱性強化のための統合的沿岸生態系管理能力向上プロジェクト (2022～2025) 事業完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- 気候変動への強靱性強化のための統合的沿岸生態系管理能力向上プロジェクト (2022～2025) 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_1840660_1_s.pdf

- サンゴ礁島嶼系における気候変動による危機 とその対策プロジェクト (科学技術協力) (2013～2018) 終了時評価報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12305660.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上